

役員等の報酬及び旅費等規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会（以下「本協議会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、本協議会の役員等の報酬及び旅費等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長、常務理事、理事及び監事
- (2) 評議員

(報酬)

第3条 本協議会の役員等のうち報酬を支払う者及び支給額は、別表第1のとおりとする。

2 報酬は、四半期毎に支給する。

但し、常務理事については、毎月職員給与の支給日と同日に支給するものとする。

3 遠野市の一般職の職員が前条に定める役員等に就任した場合は、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第4条 本協議会の役員等が会議及び研修等に出張する旅費の支給額は、職員旅費規則を準用する。

(費用弁償)

第5条 役員等の費用弁償の支給額は、別表第2のとおりとする。

但し、常務理事については、職員給与及び退職金規則を準用し通勤手当の支給をもって代えるものとする。

2 費用弁償は、四半期毎に支給する。

(月額報酬の日割り計算)

第6条 会長、副会長及び常務理事の月の中途の就任、退任又は解任の場合の報酬は、日割りによって計算した額とする。

(端数処理)

第7条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(退職慰労金)

第8条 本協議会の役員等が退任又は退職した場合は、退職慰労金を支給することができる。

2 前項の対象者及び金額は、別表第3のとおりとする。

(公表)

第9条 本協議会は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補足)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年6月8日より施行する。
- 2 平成18年4月1日施行の役職員等の報酬・旅費及び慶弔規則はこれを廃止する。

別表第1 (報酬)

役職名	報酬の額
理事(会長)	月額 30,000 円
理事(副会長)	月額 9,000 円
理事(常務理事)	月額 300,000 円以内で会長が定める額
理事	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円
評議員	日額 4,000 円

別表第2 (費用弁償)

対象	算定額
会長、副会長の当会業務 (別途費用弁償が支給される場合は除く。)	車賃 1キロメートルにつき 30円
理事、監事及び評議員の理事会又は評議員会業務	
監事の監査業務	

別表第3 (退職慰労金の算定式)

役職名	算定式
会長及び常務理事	10,000 円/年 × 在任年数
上記以外の役員	5,000 円/年 × 在任年数

※ 上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ、算定額に千円未満の額が生じたときは、千円に繰り上げるものとする。